組織委員会担当確認年月日2020 年 2 月 18 日東京都作業部会確認年月日2020 年 2 月 19 日

事業名 選手村マネジメント

案件名 パラリンピック競技大会ロードサイクリング選手用宿泊施設の借上げ

確認の視点	組織委員会の見解	備考
確認の視点 経費の負担が平成 年5月31日の合意 考え方に基づくも であること	・本件は、東京パラリンピック競技大会(以下「本大会」という。)期間中、パラリンピックロードサイクリング選手用宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)となるホテルを借り上げるものである。 ・本大会では、ロードサイクリング競技を富士スピードウェイ及びその周辺で行うが、競技会場が晴海選手村から 50 km以上離れており、かつ車で 60 分以上離れた場所に位置しているため、競技大会ガイド	備考
	して大枠合意に基づき、パラ経費相当分の1/4を 東京都が負担する妥当性がある。	
事業の執行に当 り、大会運営を担 組織委員会が一括 て執行した方が効 的、効果的である と	・ 当該事業は、宿泊施設の提供・運営に必要な借上 げについて契約するものであり、本大会の期間を通 じて確実かつ安定的なサービスを提供する必要が ある。 ・ 宿泊施設の運営は組織委員会が全面的に担うこ	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性	・当該事業は、競技大会ガイドで規定のある宿泊施設を借り上げるものである。当該宿泊施設は本大会期間中における選手や役員の滞在の場となるため、大会運営上必須の事業である。	

(適正な規模、		・大会関係者が宿泊に必要となる部屋数を借上げ、	
単価かなど)、	効	かつ借上げ期間についても競技スケジュールに合	
納得性 (類似の		わせて最小限に留めることで、適正な規模での借り	
ものと比較し	効 率 性	上げを行うものである。	
て相応かなど)		・経費については、一般的なホテル宿泊料金と比較	
等の観点から		し、市場価格等と乖離していないため妥当である。	
妥当なもので		・借上対象施設は、競技会場からも近く、アクセシ	
あること	納得性	ブル対応の設備が備わっているなど、パラリンピッ	
		クにおける選手用宿泊施設として使用することに	
		妥当性がある。	
		・既存のホテル借上げに当たっては、これらの施	
		設を熟知し日常的に施設でサービス提供を行って	
		いる、当該ホテルを通じて実施することが最も適	
		当である。	
その他経費の内容等		・本件は、パラリンピック競技大会における宿泊施	
が公費負担の対象と		設の運営において必要不可欠の業務である。	
して適切なものであ		・当該案件は選手村マネジメントFA所管の V4 の	
ること		予算内である。	
		·	•

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。